

矢巾町・矢巾町上下水道事業管理者発注に係る
建設工事請負契約競争入札参加資格を申請する方へ

1 資格要件について

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建設業の許可を受けている者
- (2) 必要と認める施工実績がある者
- (3) 町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (4) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定に違反していない者

2 欠格要件

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止の処分を現に受けている者
- (3) 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりをもつ者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者
- (5) 矢巾町及び矢巾町上下水道事業管理者との契約において次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年又は町長が定めた期間を経過していない者
 - ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後 2 年又は町長が定める期間を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 資格審査申請書の重要な事項について、虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかった者

3 既に矢巾町小規模修繕契約希望者として登録されている方について

この資格審査申請により、資格者としての認定を受けた時点で、矢巾町小規模修繕契約希望者登録を取り消すことになります。

4 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

(1) 資格審査結果の通知

郵送による資格審査結果の通知は行いませんのでご了承ください。

なお、矢巾町のホームページにて入札参加資格者名簿を公表(令和9年4月1日掲載予定)しますのでそちらをご確認ください。

(2) 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの1年間です。

5 申請受付工種

建設業法第2条第1項に係る別表に基づく29工種になります。

- ①土木一式工事(土) ②建築一式工事(建) ③大工工事(大) ④左官工事(左)
- ⑤とび・土工・コンクリート工事(と) ⑥石工事(石) ⑦屋根工事(屋)
- ⑧電気工事(電) ⑨管工事(管) ⑩タイル・れんが・ブロック工事(タ)
- ⑪鋼構造物工事(鋼) ⑫鉄筋工事(筋) ⑬舗装工事(舗) ⑭しゅんせつ工事(しゅ)
- ⑮板金工事(板) ⑯ガラス工事(ガ) ⑰塗装工事(塗) ⑱防水工事(防)
- ⑲内装仕上工事(内) ⑳機械器具設置工事(機) ㉑熱絶縁工事(絶)
- ㉒電気通信工事(通) ㉓造園工事(園) ㉔さく井工事(井) ㉕建具工事(具)
- ㉖水道施設工事(水) ㉗消防施設工事(消) ㉘清掃施設工事(清) ㉙解体工事(解)

※建設業法第2条第1項による。カッコ内は略号。